



■ 令和元年（平成 31 年）分所得税確定申告 について

【 申告書の提出について 】

令和 2 年 2 月 17 日（月）より、税務署にて「令和元年（平成 31 年）分所得税及び復興特別所得税」並びに「令和元年（平成 31 年）分消費税及び地方消費税」申告書の受付が始まります。

未提出の方は、下記期日までに商工会へご来会いただき、確定申告書の提出をお願いいたします。

《 申告書の提出期限 》

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税
…令和 2 年 3 月 16 日（月） まで
- 個人事業者の消費税及び地方消費税
…令和 2 年 3 月 31 日（火） まで

【 納税方法・期日について 】

「令和元年分所得税及び復興特別所得税」並びに「令和元年分消費税及び地方消費税」の納付には、「①現金に納付書を添えて納付」と「②指定した金融機関の預貯金口座から振替納税」があります。

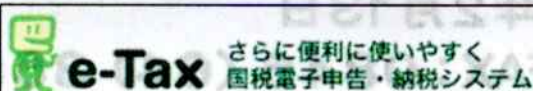
《 納付期限 》

- ①現金に納付書を添えて納付
 - 所得税及び復興特別所得税・贈与税
…令和 2 年 3 月 16 日（月） まで
 - 個人事業者の消費税及び地方消費税
…令和 2 年 3 月 31 日（火） まで

《 振替日 》

- ②指定した金融機関の預貯金口座から振替納税
 - 所得税及び復興特別所得税・贈与税
…令和 2 年 4 月 21 日（火）
 - 個人事業者の消費税及び地方消費税
…令和 2 年 4 月 23 日（木）

※確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等を送付していません。決算書等作成においては、「確定申告のお知らせ」をお持ちの上、商工会へご相談下さい。



■ 「確定申告のお知らせ」について

e-Tax による確定申告の開始に伴い、下の写真のような「確定申告のお知らせ」が、税務署より送付されています。これにより、確定申告書用紙が送付されなくなりました。

このお知らせには、確定申告書の受付期間や納付期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載されています。

また、青色申告決算書や収支内訳書等も送付されなくなりましたので併せてご注意ください。

確定申告手続きの書類作成については、「確定申告のお知らせ」をお持ちの上、商工会へご相談下さい。



■ 保険相談会のお知らせ

下記日程にて大崎産業会館で保険相談会を開催いたします。保険アドバイザーが現在ご加入中の保険等を見直し、ライフスタイルに合った内容であるか診断して分かりやすくお伝えします。

ご希望の方は、同封しております案内をご確認下さい。

なお予約枠に制限がございますのでご予約はお早目をお願いします。

【場 所】大崎上島町商工会

【日 時】2 月 27 日（木）

- ①10：30 ～ 11：30
- ②13：30 ～ 14：30
- ③14：30 ～ 15：30



■ 火災共済の補償内容改定について

広島県共済で取り扱っております「火災共済」の補償内容について、改定がございました。

主な変更点は3つ

① お支払方法の変更

風災・雪災・ひょう災による損害について、損害額が20万円未満の場合でも共済金をお支払いできます。

② お支払い範囲の拡大

水災について、浸水深度が規定未満でも「お見舞金」をお支払いできる場合があります。

③ 共済金お支払い方法の変更

実際に生じた損害額をそのままお支払いする方法に変更しました。

各改定点はそれぞれ条件・留意事項がありますので、詳細は別紙（「令和2年1月1日以降に満期を迎える火災共済について【補償内容】が変わります」）を御覧頂きますようお願いいたします。

■ 大黒柱（事業者向け共済）のご案内

商工会の共済制度かがやきシリーズの一つ、「大黒柱」のご案内です。

かがやきの5型となる本共済は、“経営者の皆様のための共済制度”というべきもので、休業補償に重点を置いた性格となっております。

主な特徴は、

- 入院（7日以上）されたときは一律30万円補償
- がんと診断されたときは20万円のお見舞金
- 短期入院（1日～6日）にも対応（一律3万円）
- 退院後の通院も補償（1日～30日、一日4千円）です。

皆様の事業をサポートする強力な武器として、是非ご活用いただければと思います。



■ 『小規模企業共済制度』の紹介

個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば事業主の退職金制度といえるものです。

【制度の特色】

- (1) 掛金は、全額控除対象所得から控除可能
- (2) 掛金は、月額1,000～70,000円まで増減可能
- (3) 共済金は、退職所得扱い or 公的年金等雑所得扱い
- (4) 共済金受取は、一括・分割・併用の3タイプ
- (5) 納付済掛金合計額の範囲内で、貸付制度利用可能
- (6) 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者も加入可能（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは…

- ① 事業の経営において重要な意思決定をしている、又は事業に必要な資金を負担している。
- ② 事業の執行に対する報酬を受けている。

※常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業では5人以下、但しサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下）の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等役員の方が対象。

※詳しくは、商工会へご連絡下さい。

■ 2～3月の予定

- 2月 15日（土）すみれ祭り、珠算検定
- 16日（日）すみれ祭り（2日目）
- 17日（月）税務個別相談会（大崎）
- 27日（木）保険相談会
- 28日（金）税務個別相談会（東野）
- 3月 4日（水）商業部大崎クールジェン視察研修
広島県女性部連合会臨時総会
- 6日（金）税務個別相談会（大崎）
広島県青年部連合会臨時総会
- 9日（月）税務個別相談会（東野）
青年部定例会
- 10日（火）税務個別相談会（木江）
- 12日（木）税務個別相談会（大崎）
- 16日（月）税務個別相談会（大崎）

発行 / 大崎上島町商工会 令和2年2月13日

TEL: 0846 (64) 3505

FAX: 0846 (64) 3552